

トラブル事象等について

1. 前回以降 2 月末までに発生したトラブル事象

前回の監視円卓会議（平成 20 年 12 月 18 日開催）で報告以降、区分 のトラブル事象が 2 件発生した。これらの概要を別紙に示す。

なお、この 2 件以外のトラブル事象はなかった。

・ 20 年 12 月から 21 年 2 月末までに発生したトラブル事象

事 象	発生日	区分
1. コンデンサ手解体作業における右掌の挫裂創	2 月 10 日	
2. コンデンサ蓋解体作業における右手甲部の挫裂創	2 月 25 日	

：事象区分の考え方

区分	区分名称	該当する事象
	緊急通報	緊急時マニュアルで定める緊急事象・異常現象・休業以上の人災に該当する重大事象
	速やか連絡	北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書で定める排出管理目標値を超過又は超過するおそれのある事象
	随時連絡	環境への特段の影響はないが、第三者に不安感を与える事象
	定期報告	環境への特段の影響がない事象

平成 21 年 2 月に発生したトラブル事象 (1 / 2)

	区分
件名	コンデンサ手解体作業における右掌の挫裂創
発生日時	平成 21 年 2 月 10 日 (火) 14 時 00 分頃
発生場所	コンデンサ手解体エリアの作業スペース (レベル 2)
環境への影響	なし
PCB 汚染の可能性	設備への PCB 汚染はなし。作業者への PCB 曝露 (ばくろ) の可能性がある。
概要	14 時 00 分頃、小型コンデンサ (重量約 40kg) の解体作業時、缶体の角をつかんで缶体を手前に移動しようとした。その際、右手が滑って突起部に当たり、保護具を貫通し、罹災した。傷は幅 5mm の切創で微出血があった。
応急措置	14 時 20 分頃に事業所救護室にて応急処置 (オリーブオイルにて除染後、絆創膏を貼付) をし、14 時 50 分頃に病院で診察を受けた。診断結果は「右手の挫裂創。患部の処置を行い、数回の通院により完治する。」であった。
事象による影響	・ 人への影響 : レベル 2 所定の保護具である手袋 (アウターグローブ、ポートグローブ、ラテックス手袋 × 2、切創防止ケブラー手袋) をしていたが、貫通したため、量は極めて少ないものの PCB が傷口から暴露した可能性がある。そのため、13 日に特化則検診と血中 PCB 濃度測定のための採血を実施したが、検診結果及び血中濃度に異常はなかった。
発生原因	・ 作業面 缶体を切断した際に突起部を生成させた。 突起部があったが、そのまま手前に移動させた。 ・ 管理面 コンデンサ手解体時の切断方法が統一されていなかった。 切創防止ケブラー手袋の特性上、横方向の切創は防止できたが、鋭利なもので刺す方向には弱かった。
再発防止対策	コンデンサの移動を容易にするための部材を購入し、使用した。 コンデンサを移動させる時は、治具 (ハンマーやヘシ等) により、切断後の突起物やバリを取り除いた上で行うことを標準化した。 なお、本対策の実施により、刺し傷が発生する可能性が極めて少なくなることから、保護具については現状どおりとした。 缶体切断時に突起部が生成しない切断方法を要領書に明記した。
水平展開	小型コンデンサ以外の手解体作業においても、突起部やバリが生じた場合は治具により取り除くこととした。
連絡・公表の状況	・ 事象区分の判断 : 16 時 50 分頃に JESCO に診断結果の報告が入り、通院加療の必要があることから不休災害 (区分) と確定した。 ・ 初期連絡 : 17 時過ぎに室蘭労働基準監督署、北海道及び室蘭市の関係部署に電話と電子メールで連絡した。 ・ 公表 : 本件は 2 月 16 日と 3 月 6 日に北海道知事と室蘭市長に環境保全協定に基づく報告書として報告し、同報告書を PCB 処理情報センターに配備した。

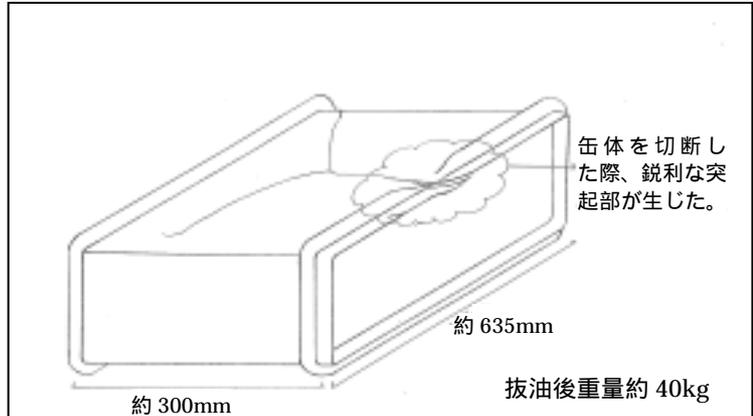
件名

コンデンサ手解体作業における右掌の挫裂創

図・写真

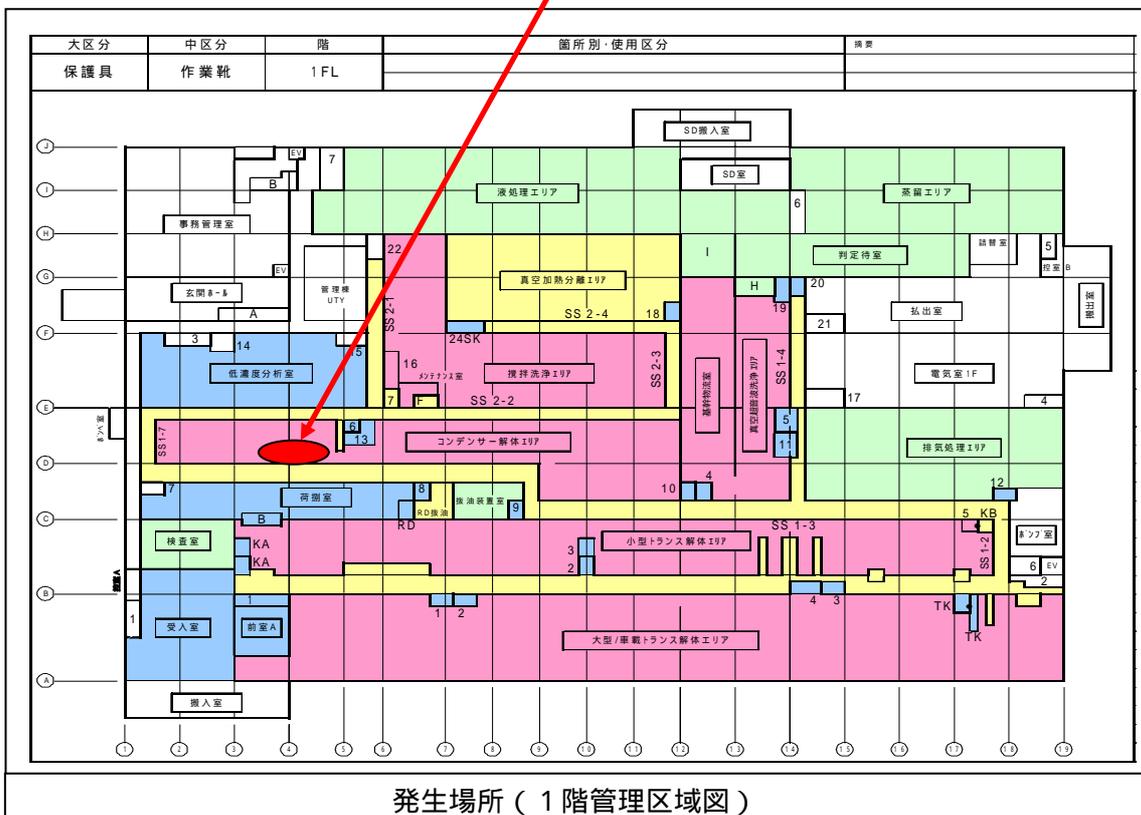


被災箇所



コンデンサ缶体概略図

手解体エリア



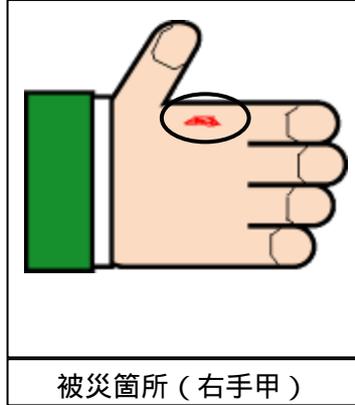
平成 21 年 2 月に発生したトラブル事象 (2 / 2)

	区分
件名	コンデンサ蓋解体作業における右手甲部の挫裂創
発生日時	平成 21 年 2 月 25 日 (水) 16 時 20 分頃
発生場所	コンデンサ蓋解体エリアの作業スペース (レベル 2)
環境への影響	なし
PCB 汚染の可能性	設備への PCB 汚染はなし。作業者への PCB 曝露 (ばくろ) の可能性がある。
概要	16 時 20 分頃、切断済みのコンデンサ蓋に接続されているガイシの解体作業時、使用しているエアーチゼル先端が落下したため、切創防止用の耐熱手袋を外して拾おうとした (蓋解体作業所定の手部の保護具は、耐熱手袋、ポートグローブ、ラテックス手袋×2、切創防止ケブラー手袋)。右手の耐熱手袋を外した後、左手の耐熱手袋を外そうとした際、右手のポートグローブが滑り、右手甲部が解体中のガイシの鋭利な箇所接触到し、保護具を貫通し、罹災した。傷は幅約 2cm の切創で出血があった。
応急措置	罹災後すぐに現場にてオリーブオイルで患部を除染・消毒した。その後、事業所救護室にて応急処置 (オリーブオイルにて除染後、絆創膏を貼付) し、16 時 30 分過ぎに病院に移動。18 時過ぎに診察を受け、傷口を縫合した。
事象による影響	・人への影響：罹災時の状況から量は極めて少ないものの、ガイシに付着していた PCB が傷口から曝露したおそれがあるため、27 日に特化則検診と血中 PCB 濃度測定 (分析結果は 4 月下旬までに判明予定) のための採血を実施した。特化則検診の結果、特に異常はなかった。
発生原因	・作業面 ガイシの解体により鋭利部を生成させた。 耐熱手袋に比べて、ポートグローブが滑りやすかった。 ・管理面 耐熱手袋を外すときに安全性を確認するルールがなかった。 罹災者は入社 2 ヶ月後で、作業経験が浅かった。
再発防止対策	以下の 2 点を要領書に盛り込み改正し、現場に掲示した。 ・ 蓋解体作業において耐熱手袋を原則常時着用とした。 ・ 耐熱手袋を外す際は安全性を確保した上で外すこととした。 経験の浅い作業員に対しては、PCB の非管理区域で実工具を用いた訓練を実施した上で、管理区域内作業に配属することとした。
水平展開	手解体作業において切創防止手袋を外す作業をリストアップし、原則常時着用とするよう対策を講じた。
連絡・公表の状況	・ 事象区分の判断：時間外治療のため、翌日 JESCO に診断結果の報告が入り、「右手挫裂創。局所麻酔下に縫合術施行。治癒まで約 2 週間の通院加療の見込み。」であることから不休災害 (区分) と確定した。 ・ 初期連絡：罹災状況から 17 時過ぎに室蘭労働基準監督署、北海道及び室蘭市の関係部署に電話し、その後電子メールまたは FAX で連絡した。 ・ 公表：本件は 3 月 6 日に北海道知事と室蘭市長に環境保全協定に基づく報告書として報告し、同報告書を PCB 処理情報センターに配備した。

件名

コンデンサ蓋解体作業における右手甲部の挫裂創

図・写真



蓋解体エリア

